

国立ハンセン病療養所の職員増員等を求める決議

- 1 政府は、長年にわたるハンセン病隔離政策と「らい予防法」により、ハンセン病患者や家族に多大の苦痛や苦難を与えてきたことについて、これを憲法違反とする熊本地裁判決を受け、真摯に反省し、その被害の回復のために、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（2008年6月）や「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する国会決議」（2009年7月）に基づき、療養所入所者に対しての充実した介護体制を整備することを再三にわたって約束してきた。
- 2 ところが、国家公務員の定数削減の対象からハンセン病療養所が除外されていないため、毎年療養所の職員定員は大幅に減少し続けている。

2000名余りの入所者の高齢化が進み、平均年齢は82才を超え、ハンセン病による後遺障害による不自由度が進むなかで、職員の不足により、療養所では、深刻な事態が進行している。

食事介助が十分にできないため、誤嚥性肺炎で亡くなる入所者が激増している。夜中に排尿のためコールしても職員が来てくれない、失禁しそうになって自力でトイレに行こうとして転倒、骨折したという事件が多数生じている。どんなに暑い日も、どんなに寒い日も、入浴は週3回と決められている。認知症と診断された入所者は、土曜、日曜日になると、職員の人手不足が原因で、昼間から睡眠薬を投与されているという報告もある。

職員の減少により、入所者の生存自体が脅かされていると言わざるを得ない。
- 3 このため、全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）では、本年7月18日に、政府に対して療養所職員の大幅増員及び現在の賃金職員の正職員化を求め、応じられない場合には、ハンスト、座り込み等の実力行使を行う旨決議するに至った。

この決議は、入所者が、自らの人間としての尊厳といのちを守るために、文字通り、いのちを削っても、医療及び介護の充実を実現させるとの決意表明であった。
- 4 小宮山洋子厚生労働大臣は、本年8月23日、2013年度の定員を定める際には、療養所の職員が大幅に減少している状況に歯止めをかけ、充実した介護体制を確保するよう、最大限努力するとの回答をした。

しかし、その後も、政府は何らの予算措置等の対応策を講ずることなく、現在に至っている。

政府は、今こそ、上記法律、衆参両院決議及び全療協の実力行使決議を重く受け止め、再三約束してきた介護体制の充実を実現せねばならない。
- 5 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、政府に対し、国立ハンセン病療養所における職員削減等に関し、
 - ① 国家公務員の定数削減の対象からハンセン病療養所を除外し、看護師・介護員の大幅増員を図ること
 - ② ハンセン病療養所の賃金職員(期間業務職員)を直ちに正職員化すること等の抜本的改善措置を講ずることを、強く求めるものである。

2012年12月7日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第3回常任委員会